



令和 4 年 9 月 27 日
総合政策局運輸審議会審理室

地域公共交通利便増進事業に基づく広島電鉄株式会社の運賃改定について

運輸審議会は、地域公共交通利便増進事業に基づく広島電鉄株式会社の運賃改定について、所管局から幅広く説明を聴取し検討した結果、運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案として認定しましたので、お知らせいたします。

広島電鉄株式会社の、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地活法」という。）第 27 条の 17 に規定された地域公共交通利便増進事業に基づく運賃改定について、運輸審議会は、運輸審議会一般規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、所管局から事業の概要、軌道運賃等の設定方法、収支の見通し等について幅広く説明を聴取し検討を行いました。

その結果、当該申請は、地活法に基づく協議会の合意に基づいた運賃改定であり、新たな割引制度の導入等により利用者への配慮が見られること、均一運賃エリア拡大により一定の利便性向上も見込まれること、また、運賃改定が事業者に過度な増収をもたらすものではないことも踏まえ、本日、国土交通省設置法第 15 条第 3 項の規定に該当する事案（運輸審議会に諮らないで処分等を行うことができる事案）と認定しました。

聴取における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表します。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、佐藤、内山
(直通) 03-5253-8810

[運賃改定認可申請についてに関する問合せ先]

鉄道事業課旅客輸送業務監理室 佐藤、加藤
03-5253-8111 (40642、40634)
(直通) 03-5253-8536

参考

●国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）（抄）

第5款 運輸審議会

（所掌事務等）

- 第15条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、海上運送法、内航海運業法（昭和27年法律第151号）、内航海運組合法（昭和32年法律第162号）、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）、港湾法及び航空法（昭和27年法律第231号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。
- 2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。
- 3 第1項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。
- 4 （略）

●運輸審議会一般規則（昭和27年2月16日運輸省令第8号）（抄）

（軽微な事案）

- 第12条 運輸審議会が事案を軽微なものとする認定は、関係官庁の職員の説明を聴取してするものとする。
- 2 運輸審議会は、事案を軽微なものと認定したときは、当該事案の申請書その他の書類にその旨を表示するものとする。

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）（抄）

第9節 地域公共交通利便増進事業

（地域公共交通利便増進実施計画の認定）

- 第27条の17 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通利便増進実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再

生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～四 (略)

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第3条の特許 同条の特許の基準

ロ 軌道法第11条第1項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準

ハ 軌道法第22条ノ2の許可 同条の許可の基準

六～十 (略)

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第16条第1項の認可、軌道法第3条の特許、同法第11条第1項の運賃若しくは料金の認可、同法第22条ノ2の許可、道路運送法第9条第1項の認可又は海上運送法第8条第3項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4～8 (略)

(軌道法の特例)

第27条の19 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第27条の17第2項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、軌道法第3条の特許、同法第11条第1項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第22条ノ2の許可を受け、又は同法第11条第2項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。